令和3年度第1回 市川市福祉有償運送運営協議会

日 時:令和3年5月28日(金)

午後7時~午後8時(予定)

場 所:市川市役所第1庁舎

第1、2委員会室

会議次第

- 1 委嘱辞令交付式
 - (1) 辞令の交付
 - (2) 挨拶
- 2 開会

議題

- (1) 正副会長の選任について
- (2) 団体から提出された移送サービス状況について (令和2年10月~令和3年3月)
- (3) その他
- 3 閉 会

≪配布資料≫

- 会議次第
- ·資料1 第9期市川市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- ・資料2 移送サービスの状況(令和2年10月~令和3年3月)

第1回	市川市福祉有償運送運営協議会
	令和3年5月28日(月)

資料1

第9期市川市福祉有償運送運営協議会委員

	区分	推薦等の機関・団体	氏名
1	関東運輸局千葉運輸支 局の職員	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	佐藤 義尚
2	福祉有償運送の利用者	利用者	海野友理
3	タクシー事業者の代表者	ヒノデ第一交通株式会社 市川営業所 サービス提供責任者	tkon Llfa 大塚 茂
4	福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の代表者	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク 理事長	中根裕
5	学識経験のある者	日本大学理工学部 交通システム工学科 教授	新
6	タクシー事業者の代表者	有限会社武藤自動車 代表取締役	tèj bol 武藤 厚
7	市の職員	福祉政策課長	いけだ たかび3 池田 孝広
8	市の職員	地域支えあい課長	**** yh 丸島 理佳
9	市の職員	介護福祉課長	では かい 寺島 崇
10	市の職員	障がい者支援課長	高地 秀光
11	市の職員	交通計画課長	磯部 高志

令和3年5月21日 ~ 令和5年5月20日

第1回	市川市福祉有償運送運営協議会
 T	和3年5月28日(金)

資料 2

移送サービス状況報告書

	社会福祉法 <i>)</i> 地域生活支援セ		社会福祉法。 生活クラ 介護ステー		生きがいと助	特定非営利活動法人 生きがいと助けあい SSU市川		レンコンの会 ンコン	特定非営利 郷の会 オ	別活動法人 ・リーブの家	特定非営利		社会福祉法人し		一般社 ロッタ!	
	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比
1. 登録会員状況 (令和3年3月末時点)	438人	±Ο	17人	+1	162人	+2	100人	±Ο	69人	±Ο	19人	+4	151人	±Ο	5人	
イ、身体障害者	0人	±Ο	11人	+1	39人	+3	2人	±Ο	7人	±0	4人	+2	1人	±Ο	0人	
口、精神障害者	0人	±Ο	1人	±Ο	5人	±Ο	0人	±0	0人	±0	0人	±0	8人	±Ο	2人	
八、知的障害者	438人	±0	4人	±Ο	21人	-2	98人	±0	62人	±0	0人	±0	142人	±Ο	3人	
二、要介護者	0人	±0	0人	±Ο	72人	±Ο	0人	±0	0人	±0	6人	+1	0人	±Ο	0人	
ホ、要支援者	0人	±Ο	0人	±O	23人	+1	0人	±0	0人	±0	8人	+1	0人	±Ο	0人	
へ、基本チェックリスト該当者	0人	±Ο	0人	±O	0人	±Ο	0人	±0	0人	±Ο	0人	±0	0人	±Ο	0人	
ト、その他障がい	0人	±Ο	1人	±O	2人	±0	0人	±0	0人	±0	1人	±0	0人	±Ο	0人	
2. 利用会員状況 (令和3年3月末時点)	21人	+1人	13人	+2人	70人	-6人	71人	-29人	49人	-13人	19人	+4人	69人	+10	4人	
イ、身体障害者	0人	±0	10人	+2	20人	-3	2人	±O	3人	-3	4人	+2	0人	±Ο	0人	
口、精神障害者	0人	±0	1人	±Ο	7人	±Ο	0人	±O	0人	±0	0人	±0	4人	+1	2人	
八、知的障害者	21人	+1人	1人	±O	4人	-1	69人	-29	46人	-10	0人	±0	65人	+9	2人	
二、要介護者	0人	±Ο	0人	±Ο	27人	-3	0人	±Ο	0人	±Ο	6人	+1	0人	±Ο	0人	
木、要支援者	0人	±Ο	0人	±O	12人	+1	0人	±Ο	0人	±0	8人	+1	0人	±Ο	0人	
へ、基本チェックリスト該当者	0人	±Ο	0人	±O	0人	±Ο	0人	±O	0人	±O	0人	±Ο	0人	±Ο	0人	
ト、その他障がい	0人	±0	1人	±Ο	0人	±Ο	0人	±Ο	0人	±Ο	1人	±Ο	0人	±Ο	0人	
3. 運行件数	71件	- 31件	68件	土〇件	1166件	-1件	875件	-746件	372件	-30件	251件	+98件	373件	十11件	12件	
(令和3年3月末時点) 	L	-5 (件/月)	11(件/月)	±O(件/月)	194 (件/月)	-1(件/月)	146(件/月)	-124(件/月)	62 (件/月)	-5(件/月)	42 (件/月)	+17(件/月)		+2(件/月)	2 (件/月)	
令和2年10月 	214			5件	245		297			2件	70		811		2	
令和2年11月	204			O件	218		302			7件	4(701		1	
令和2年12月	224			2件	198		170			3件	34		631		3	
令和3年1月	6件			件	141		154		47		1 1		411		2	
令和3年2月	2件			O件 	167		1 0件			9件	36		511		2	
令和3年3月	〇件	-	1 3	3件	197	件	81件	‡	69	9件	60)件	671	‡	2	<u>件</u>
4. 運転者の状況 (令和3年3月末時点)	4人	±Ο	5人	±Ο	22人	+2	14人	+3	8人	±0	2人	±Ο	13人	±Ο	2人	
第一種運転免許	4人	±0	5人	±0	20人	+2	14人	+3	8人		2人		13人	±0	2人	
第二種運転免許	0人	±0	0人		2人	±Ο	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±Ο	0人	
5. 車両状況 (令和3年3月末時点)	4台	±Ο	3台	±Ο	21台	+1	4台	±Ο	4台	±Ο	2台	±Ο	4台	±Ο	2台	
福祉車両(団体所有)	1台	±Ο	3台	±O	2台	±0	0台	±O	0台		0台		0台	±Ο	0台	
福祉車両(個人持ち込み)	0台	±Ο	0台	±0	1台	±0	0台	±0	0台		0台		0台	±Ο	0台	
セダン等(団体所有)	3台	±Ο	0台	±Ο	1台	±Ο	4台	±O	4台		0台		4台	±Ο	2台	
セダン等(個人持ち込み)	0台	±0	O台	±Ο	17台	+1	0台	±0	0台	±0	2台	±0	0台	±Ο	0台	
6. 特記事項	法人内で新型コロス が発生し事業を一時 小となった。現在も いる。	時停止および縮 も一部縮小して	その他障がい1名 リスト外の方	ろは基本チェック となります。	12. 3は対前期と「コロナウイルス感染対策時より利用が減って「	策の影響により通							1,2月は新型コロ 影響によりを			

 今期
 令和2年10月~令和3年3月

 前期
 令和2年4月~令和2年9月

第1回 市川市福祉有償運送運営協議会

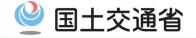
令和3年5月28日(金)

当日配布資料2

自家用有償旅客運送に係る法令改正等について

国土交通省 自動車局 令和3年1月22日





1. 自家用有償旅客運送制度に係る改正事項

- ①自家用有償旅客運送の種別の見直し
- ②協議の方法に関する明確化
- ③事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設
- ④運転者講習の合理化
- ⑤観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化
- ⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化
- ⑦運送の対価の取扱いの明確化
- ⑧協議の場の取扱いの見直し
- ⑨申請書類の簡素化
- ⑩各種様式の変更

2.「自家用有償旅客運送ハンドブック」の改訂

3.「地域交通の把握に関するマニュアル」の公表

自家用有償旅客運送制度(平成18年創設)

概要

ロ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域における必要な輸送について、それらがバス・タク シー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で **運送できる**こととする制度。

住民等のための「自家用有償旅客運送」 (交通空白地有償運送)

身体障害者等のための「自家用有償旅客運送 | (福祉有償運送)

種別

実施団体数(旧種別ごと) 市町村運営有償運送(452団体) 公共交通空白地有償運送(124団体) ※全国1,724市町村の内501市町村で実施 (※平成31年3月31日時点)





実施団体数(旧種別ごと): 市町村運営有償運送(109団体) 福祉有償運送(2482団体)

(※平成31年3月31日時点)



R2改正①種別の見直し

※平成27年4月より、事務権限(登録、指導・監督)の市町村長等への移譲(手上げ方式)を開始。 平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体(8県、11市区町村)を指定済み。

登録要件

① バス、タクシーによることが困難、かつ、

R2改正②「合意」→「協議が調う」

- ②地域における必要な輸送であることについて、地域の関係者(※)の協議が調う
 - ※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合

登録等

③必要な安全体制の確保

有効期間

2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

自家用有償旅客運送制度(平成18年創設)

運転者

- ・2種運転免許保有 又は
- ・1種運転免許保有+自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講 R2改正④運転者講習の合理化

交通空白地有償運送

- ・地域住民
- ・観光旅客その他の当該地域を来訪する者

R2改正⑤観光客の明確化)

旅客の範囲

登録等

福祉有償運送

- ※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では 公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人
- ・身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者 R2改正⑥区分の明確化

運送の対価

- ・実費の範囲内であると認められること
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調つていること

R2改正⑦取扱いの明確化

登録手続き

①地域における関係者の協議

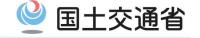
R2改正⑧協議の場の取扱いの見直し

②道路運送法に基づく登録

R2改正⑨申請書類の簡素化

R2改正⑩各種様式の変更

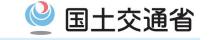
R2改正①自家用有償旅客運送の種別の見直し



・交通空白地における住民の輸送と福祉目的の輸送は、議論すべき内容が異なるため、実施主体ではなく、運送目的に応じて協議できるよう、運送目的に応じて種別を見直し。

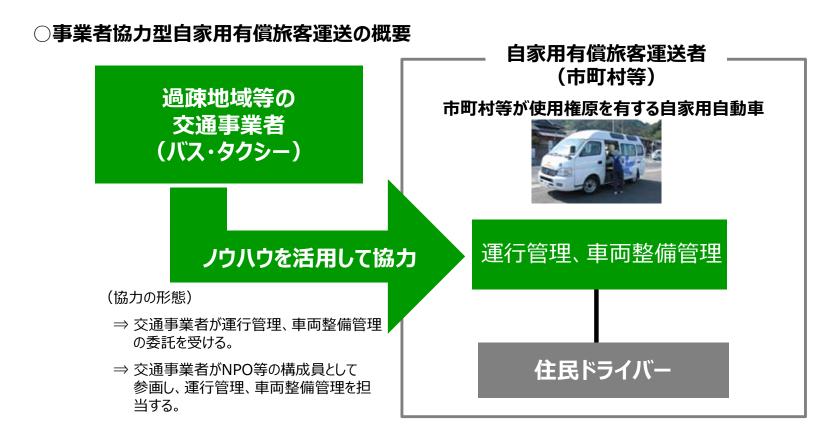
(改正前) 実施主体 = NPO法人等 実施主体 = 市町村 市町村運営有償運送 市町村運営有償運送 公共交通空白 福祉有償運送 (交通空白) (福祉) 有償運送 (統合) (統合) (改正後) 福祉有償運送 交通空白地有償運送 ・実施主体 = 市町村、NPO等 ・実施主体 = 市町村、NPO等 ・身体障害者等に該当する、地域住民及び観光客を ・地域住民及び観光客を含む来訪者を対象 含む来訪者を対象 ・地域公共交通会議又は運営協議会において協議 ・地域公共交通会議又は運営協議会において協議

R2改正③交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設



過疎地等で市町村等が行う<u>自家用有償旅客運送</u>について、<u>バス・タクシー事業者</u>が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設

⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化



【期待される効果】

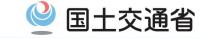
【利用者目線】

・安全、安心な交通サー ビスの提供 【主体目線】

- ・業務負担の軽減
- 運行ノウハウの活用

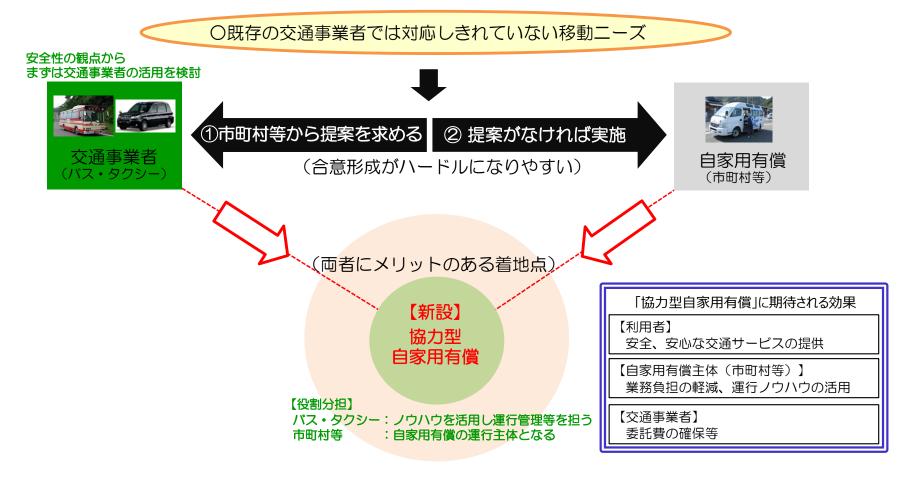
【交通事業者目線】 ・委託費の確保 等

R2改正③交通事業者協力型自家用有償旅客運送制度の趣旨



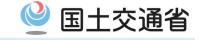
課題

- ○地域に、既存の交通事業者では対応しきれていない移動ニーズが明らかになった場合、
 - ・交通事業者(バス・タクシー)による移動手段の確保
 - ・市町村等による自家用有償旅客運送の実施
 - の二者択一の選択肢についての協議となり、意見が対立し、合意形成がハードルになりやすい。



「協力型」の制度化により、両者にメリットのある着地点を提案し、合意形成を容易化

R2改正③交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の概要



【制度のねらい】

(利用者)

・バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、<u>より安心、安全なサービス</u>を受けることが可能。

(運送主体)

・運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能。

(バス・タクシー事業者)

・委託費の確保等による収入面での向上が期待。

【「協力」の方法】

- ・バス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理。
- ・協力する事業者で運行管理者等に選任されている者が、運行管理の責任者、整備管理の責任 者として選任され、業務を行う必要がある。

【手続きの円滑化】

- ・新規登録や、一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年(通常は2年又は3年)。
- ・運転免許証(写)など、一部の提出書類の省略が可能。

【事故時の責任関係】

・ 運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、 業務の受委託に際して、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化して おくことが望ましい。



・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、講習の種類を見直すとともに、講習の合理化等を行う。

1. 自家用有償の種別の見直しに伴う改正

(改正前)

自家用有償旅客運送の 種別の見直しに併せて改正

(改正後)

○市町村運営有償運送運転者講習

(対象)・市町村運営有償運送(福祉除く)の運転者

・公共交通空白地有償運送の運転者

○福祉有償運送運転者講習

(対象)・市町村運営有償運送(福祉)の運転者

・福祉有償運送の運転者

○交通空白地有償運送運転者講習

(対象)・交通空白地有償運送の運転者

○福祉有償運送運転者講習

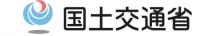
(対象)・福祉有償運送の運転者

2. 複数種類の講習に共通する科目は、重複する受講が不要であることの明確化

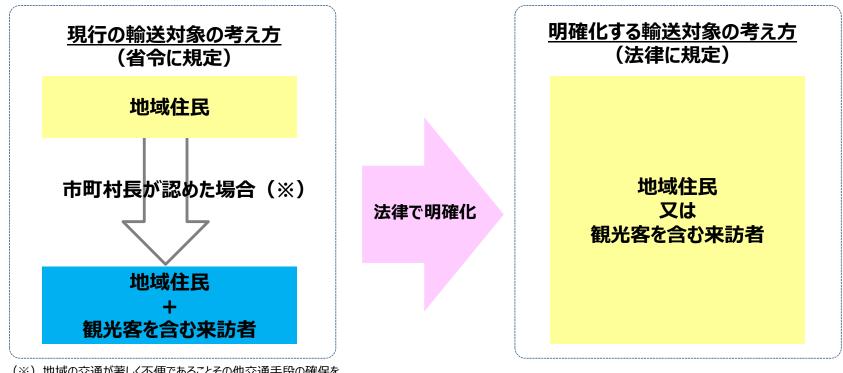
- ・「<u>交通空白地</u>有償運送運転者講習(市町村運営有償運送等運転者講習を含む。)」を修了した者は、 「福祉有償運送運転者講習」等のうち、一部の講習科目を修了したものとみなす。
- ・「<u>福祉</u>有償運送運転者講習」等の修了証を交付された者は、「<u>交通空白地</u>有償運送等運転者講習」 についても修了したものとみなす。

3. 出張講習、遠隔システムを活用した講習に係る取り扱いの規定

- ・出張講習の実施にあたっては、適当な指導を行うことが可能な場所を確保していると認められること。
- ・遠隔システムを活用した講習の実施にあたっては、受講者の受講状況を的確に把握し、かつ、演習を別途実施することが可能であると認められること。
- 4. 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして 国土交通大臣が認める要件に、協力事業者が行う指導監督を追加



■ 地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化。

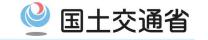


(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を 図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

【期待される効果】

- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交 通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

R2改正⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化



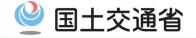
・福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、「基本チェックリスト該当者」が対象となること等を省令において明確化

(改正前)

- **イ.** 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- □. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介 護認定を受けている者
- **八.** 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- 二. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他障害を有する者

(改正後)

- **イ.** 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- □. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第五条に規定する精神障害者
- **八.** 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する**知的障害者**
- 二. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介 護認定を受けている者
- **木.** 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- へ. 介護保険法施行規則<u>第百四十条の六十二の</u> 四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当す る者(**基本チェックリスト該当者**)
- ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他障害を有する者



・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正を行うとともに、目安の取扱いを明確化する改正

1. 自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正

(改正前)

自家用有償旅客運送の 種別の見直しに併せて改正

(改正後)

【自家用有償旅客運送(市町村が主体)】

- ○路線型
- ・乗合バス運賃を目安
- ○区域型
- ・タクシー運賃の1/2を目安

【自家用有償旅客運送(NPO等が主体)】

- ○区域型
- ・タクシー運賃の1/2を目安
- ・運営協議会で協議が調っていること

【自家用有償旅客運送(路線型)】

- ・乗合バス運賃を目安
- ・地域公共交通会議等の協議が調った額

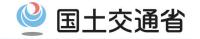
【自家用有償旅客運送(区域型)】

- ・タクシー運賃の1/2を目安
- ・地域公共交通会議等の協議が調った額

2. 取扱いの明確化

・ 改正通達に「地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定 することも可能である。」と規定。

R2改正8協議の場の取扱いの見直し



・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、種別に関わらず、当該運送の実施について、地域公共交通 会議、運営協議会等において協議が可能に。

(改正前)

自家用有償旅客運送の 種別の見直しに併せて改正

(改正後)

地域公共交通会議

実施主体 = 市町村

市町村運営有償運送 (交通空白)

市町村運営有償運送 (福祉)

について協議

運営協議会

実施主体 = NPO法人等

公共交通空白地 有償運送

福祉有償運送

について協議

地域公共交通会議・運営協議会

(地域の実態に応じて会議体を選択)

交通空白地有償運送

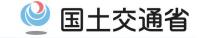
福祉有償運送

について協議

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条 に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条 に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

R2改正②協議の方法に関する明確化⑧協議の場の取扱いの見直し



- ・協議にかかる文言の改正等の見直しを行うとともに、地域において会議が組織されていない場合の取扱いを 規定。
 - ・文言の改正(道路運送法79条の4第5号) (改正前) 「合意」



※全会一致が求められるとの誤認を回避する趣旨

・関係者による協議にかかる要件の見直し (改正前)

> 地域公共交通会議等で 協議が調っているとき

(改正後)

地域公共交通会議等で 協議が調っているとき

地域公共交通計画(※)において、 **自家用有償旅客運送を導入すること が定められている**とき

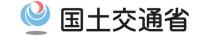
(※)「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に 規定する、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に 資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

・地域において会議が組織されていない場合の取扱いの規定

申請者は、以下の関係者に持ち回りで了解を得るなどの方法で協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることが可能。

- ①関係地方公共団体の長 ②バス、タクシー事業者及びその組織する団体
- ③住民又は旅客(市町村において選定した代表者) ④バス、タクシーの運転者が組織する団体
- ⑤その他、当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

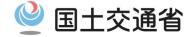
R2改正9申請書類の簡素化



・(改正通達)「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針」において、登録申請の添付書類は以下のように規定

新規登録申請の添付書類	更新登録申請の取扱い	事業者協力型の 登録申請の取扱い
定款·登記簿謄本·役員名簿	省略可(変更が無い場合)	
路線図(※福祉有償運送は除く)	省略可(変更が無い場合)	
欠格事由に該当しない旨の宣誓書		
協議が調ったことを証する書類		
【新設】車両一覧表(参考様式イ)		
車検証、使用承諾書等(持込車両の場合)	省略可(変更が無い場合)	
【新設】運転者一覧表(参考様式口)		
運転者就任承諾書(様式4号)		省略可
運転免許証(写)		省略可
大臣認定講習修了証(写)		省略可 (セダン等運転者講習は除く)
協力型の宣誓書(様式5号)(協力型の場合)		
運行管理、整備管理、事故時の連絡、の体制図		
保険証券等(写)		省略可
協力型の宣誓書(様式9号)(協力型の場合)		
旅客の名簿(※福祉有償運送のみ)		

13



新規登録【様式2-1】

更新登録【様式2-2】

5. 事務所ごとに配置する自家用有債旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所区	有分	(E) ()	***	字章 (4)	*	##. ₩)	##5÷	-+ I	€ 9 (I	(> ₩ (B)	** (1	#f (4)
	M	有	()	ď)	E)	€)	()	()
	持	荔	()	* ()	()	* ()	()	* ()	()	* ()	()	* ()	()	8 ()
	盘	計	()	()	()	()	()	()

軽音動車については、() 内に内板で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

イ 身体理察者権技法第4条に規定する身体理察者
日 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ 薩蘭者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
☆ 介護保険法策 19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
水・介護保険法策 ほ 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
へ 介護保険法施行機削第140条の位の4第2号のる基準(基本チェックリスト) に製当する者
ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものにOを付すものとする。

 運送の区域ごとの対価の額 (必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有僧旅客選送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は署付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2)法第79条の4第1~4号に動当しない資を軽する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が譲ったことを証する書類
- (4) 自家用有價族客運送自動車についての使用機原を設する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び運絡体制を記載した書類
- (9)自家用有價款等運送自動車の運行により生じた該客その他の生命、身体又は財産の損害を除 價するための措置を貸じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

事業者協力型の場合において、事業用 自動車の持ち込みを する場合の台数

単については、() 内に内数で記載すること 自動車については、※欄に記入すること

しようとする旅客の範囲

 7 - 7 - 7 - 4 - 11 - 12 - 7 - 4 - 11 - 12
イ 身体理管者福祉法第4条に規定する身体理管者
D 様神体像及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ 健養者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する私的障害者
ニー 介護体験法第 沙 条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホー介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
へ 介護保険法施行規則第140条の42の4票2号のる基準(基本チェックリスト) に鉄当する者
その他肢体不育由、内部理算、短的理算、精神理算その他の理算を有する者

行うものに〇を付すものとする。

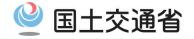
旅客の区分が変更

 運送の区域ごとの対価の額 (必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有價旅客運送の場合)協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2)法第79条の4第1~4号に熱当しない資を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が関ったことを証する書類
- (4) 自家用有債旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを経する書籍
- (6) 運行管理の責任者及び進行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9)自家用有債款客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠債するための指置を携じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿



運行管理の体制等を記載した書類【様式7】(旧)【様式6】

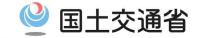
			樣式第7号
	運送の主体 (申請者名)		
運	行管理の体制等を	記載した書類	
事務所名()	
1. 運行管理・整備管理の体制	1		
(ア)(イ)略			
(ウ) 運行管理・整備管理に係	る指揮命令系統		
在名 医名 医名 医名 医	の の の の の の の の の の の の の の	「行管理の責任者 「代行者	運転者(別様のとおり)
事業者協力型の場合は記載が必要	(水色色素用水黄灰等 (水色黄料水色黄料		

その他(数体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)



旅客の名簿【参考様式八】(旧)【参考様式イ】

CMb	行機	刺集ち	1602	5 製係〉									9 .1	5株式1	第八号	(銀行)	関係ら	1 60 2	5 関係)								参考様	武集八
					旅	客	の (種徒用)		2	簿									身体	本状況	等、見	様ごと	の会	員	数			
				自家	用有價	旅客運	送着の名称											自家用	有價旅	客運送物	首の名称				B0000000000000000000000000000000000000			
**	,	Đ,	8	- At	19		入会年月日		,	選送を	6 ₹61	する理由	ļ.		(2)	And control of the co	身体	障害者		人	數	y	介護 制	定	*		人	数
<u> </u>	-			_				4	α	Α	=	赤	^	×	***********			6	(A)				夢	介	護	1		
_	1							HG	追加	 -	-						\vdash	5	級				<u> </u>		#			
H	2				***************************************			Ľ	_		_	************************					-	4	級				 		護			
H	3							_		_	_	***************************************			***********		-	3	級						護			Management and accompany of the second
	4			-				_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	and the second s			***************************************		-	2	級				-	-	授		<u> </u>	
	ė										 						-					A 81	35	71		D	<u> </u>	
H	9					-					<u> </u>						<u> </u>	1	級			合計	Carlos Life His					
	0							_	 	-	 					***************************************	<u></u>					9	支援製	OCH WASHING			人	数
H	o o			-				_	<u> </u>	-	<u> </u>				***************************************	合計							要	支	接	1		
1	9					-		_	<u> </u>	<u> </u>		anteriorinal missionina in al			a) oli telesia oli	精神師	害者			人	敷		要	支	接	2		
\vdash	+							_			_							3	級			合計						
1	+	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							<u> </u>		<u> </u>	*************			***************************************			2	級								人	数
1	+-										-							1	級	追加	***************************************	基本チュ	ックリ	X	ト版	無有		***************************************
13				_							<u> </u>	MATERIAL CONTRACTOR CONTRACTOR			***********							合計		-				
1	4			-	***************************************	-			<u> </u>		<u> </u>				***************************************	合計						その他	の障害	车油	ret l	人士	人	数
1	+-							_	-	 	-					知的難				人	敷	, 40 NO.	技力				^	300
1	+								-		<u> </u>					(A) D.				^	***			e and de la company	9931RRRRRRRR	***************************************		
1	+-					-					<u> </u>	***************************************					_	鱍	度				内	部	輝	**		
1	-		***************************************			\dashv	**************************************		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	***************************************			m transcensors			ф	度				1299(##	(23)	是數 答			
1	+							_	_		_								度			0.000	****	(0.7	28 E	((3		
4		G PER	•																				₹	σ.	D 🕴	恼		
D /\	**	神障響	*													Audorate in the control of the contr	合	#1					含	計	nice assessment to the			
*		会機能 支援能														総合計				I		U						***************************************



車両一覧(参考様式イ)

(施行機則第51条の3第5号関係)

参考模式第一号

運転者一覧(参考様式口)

自家用有債旅客運送に従事する運転者の一覧

(施行規則第51条の3第6号関係)

参考様式第口号

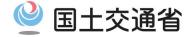
自家用有價旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有債旅客運送者の名称

自家用有債旅客運送者の名称

# 9	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用套名	微光
1				Î	
2					
3		į.		Ü.	
4					
5			5		
6			1		
7					
8					
9					
10					
11					
12		10	9	0.	
13					
14					
15					
16			4	i.	
17					
18			5		
19					
20		1	9	č.	

養母	8.8	(EMF	免許区分	免許の 種類	推考
1	1				
2					
3	į,				
4					
5	1			0. (4	i.
6					
7	Į.			8 8	
8					
9	Ť				t .
10	i i				
11					
12					
13	Î				3
14	ij				
15				5	
16					
17				K K	3
18	3				
19	Ę,		80 3	8 8	į.
20					



事業用自動車の持ち込み実績(様式2-6)

様式第2-6号

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿 指定都道府県等の長 殿

> 名 称 住 所 代表者の氏名

福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書(年度)

	日付	持込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	のの支援	○○200 あ 123	〇時間	故障草薬の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限る

運転者要件に係る宣誓書(様式5)

様式第5号

○○運輸局□□運輸支局長 殿 指定都道府県の長 殿

宣誓書

当社が協力する事業者協力型自家用有債旅客運送においては、当社との雇用関係の有無 にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許 証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えているこ とについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 E

名 称 住 所 代表者の氏名

事業者協力型の場合は、上記宣誓書の提出をもって、個別の運転者の免許証や福祉有償運送の講習の修了証等の運転者要件の確認資料の提出を省略可能。



※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限る

任意保険に関する宣誓書(様式9)

模式第9号

○○運輸局□□運輸支局長 設 指定都道府県の長 殿

宣誓書

当社の協力する事業者協力型自家用有債務客運送に使用する自動車については、道路運 送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意 保験等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等によ り、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称 住 所 代表者の氏名

事業者協力型の場合は、本宣誓書の提出をもって、任意保険の証書の提出を省略可能。

令和3年5月28日(金)

Press Release 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 3 年 3 月 30 日 関 東 運 輸 局

コロナ禍 1 年 バス・タクシーは依然として長いトンネルの中にいます

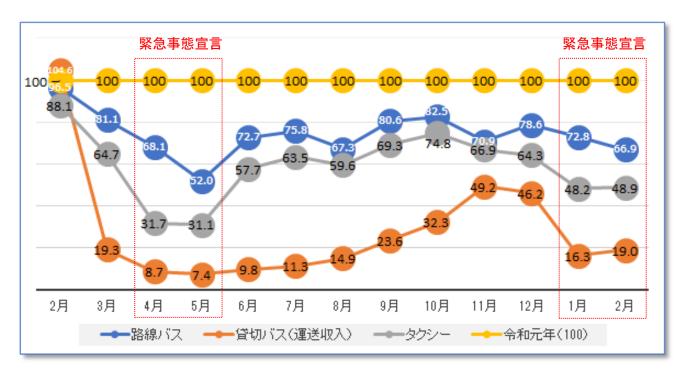
~ワクチン接種時のバス・タクシーの活用を経営環境改善に向けた契機に~

コロナ禍において厳しさを増すバス・タクシーの経営環境。未だに回復が見通せませんが、 今後本格化するワクチン接種に向け、バス・タクシーを有効活用する取組みが出てきました。 ワクチン接種会場への移動にも、ぜひバス・タクシーをご利用下さい。

1. バス・タクシーが直面する厳しい経営環境

バス・タクシーなどの自動車交通は、<u>通勤・通学・レジャー時の移動手段</u>、<u>高齢者や身体の不自由な方の移動手段</u>、更には、<u>昨今頻発する台風等により鉄道が運休した場合の代替輸送手段</u>として、まさに<u>国民生活や経済活動の根幹を支える大変重要な役割</u>を果たしています。

しかし、折からのモータリゼーションの進展や人口減少等の影響で輸送人員が減少しており、 ただでさえその維持が大変でありましたが、更に今回の新型コロナウイルスが追い打ちとなり、 現在、バス・タクシーは極めて厳しい経営環境に立たされています。



関東管内のモード別輸送人員(貸切バスは運送収入)の月別推移(令和元年を100としたときの指数比較)

	前年同期比
路線バス(輸送人員)	72.6%
貸切バス(運送収入)	21.4%
タクシー(輸送人員)	56.8%

直近 12 ヶ月(R2.3~R3.2)における前年同期(H31.3~R2.2)との輸送人員・運送収入の比較

(いずれも国土交通省及び関東運輸局調べ)

<主な特徴>

- ・ 令和2年6月以降は持ち直しつつあったが、2度目の緊急事態宣言を受けて再び下落傾向が顕著に
- ・ コロナ禍による需要低減は既に 1 年以上続いているが、未だに完全な回復は見通せていない
- ・ 貸切バスは他のモードに比べて特に下落幅が大きい

バス・タクシーは、いわゆる<u>エッセンシャルサービス</u>として、新型コロナウイルス禍においても 最低限の業務を継続し、社会の安定維持を支えてきたところですが、厳しい経営環境の中で、 事業継続が困難となり、<u>廃業を選択せざるを得ない事業者</u>も既に出始めており、<u>今後、こうした</u> 傾向に一層拍車がかかることが懸念されます。

関東管内のバス・タクシー廃止状況 : 貸切バス 99 件、法人タクシー21 件 (令和3年3月19日現在:いずれも令和2年2月以降の廃止件数の累計値)

2. ワクチン接種におけるバス・タクシーの活用

今後、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が本格化していくと見込まれますが、 関東運輸局管内の一部自治体、バス・タクシー事業者では、<u>接種会場までの移動手段</u>として、 あるいは、<u>接種会場や接種後の待機場所</u>等として、バス・タクシーを有効に活用する取組みが 始まりつつあり、<u>今後、こうした取組みがより広範囲に普及していくことが期待されます</u>。

ワクチン接種に係るバス・タクシーの活用に際しご不明な点等があれば、<u>お気軽に最寄りの</u> 運輸支局までご相談下さい。

〇地方自治体による支援イメージ



バス・タクシーを活用したワクチン接種会場への移動と地方自治体による支援イメージ

〇栃木県鹿沼市の取組事例

<u>栃木県鹿沼市</u>では、市内在住の65歳以上の者等がタクシーを利用しワクチン接種会場へ 移動する場合、利用者負担(1,000円)を超える部分を助成する取組みを始めます。



(出典)栃木県鹿沼市資料

※ このほか、茨城県ひたちなか市、群馬県館林市、埼玉県杉戸町、千葉県南房総市、同袖ケ浦市、 同君津市、同旭市、東京都小平市、 同東村山市、神奈川県葉山町において、バス・タクシーを活用し て住民等をワクチン接種会場まで輸送する取組みを実施予定(令和3年3月26日現在、関東運輸局で 把握している内容に限る。なお、取組内容は各自治体によって異なる。)。

〇バス事業者による取組事例

自治体が設置するワクチン接種会場への移動が困難な高齢者等の利便のため、貸切バス車両を「移動型ワクチン接種会場」として活用し、依頼のあった地域に出張する取組みが進められております。







バスをワクチン接種会場・待機所として活用する例

(出典) 日立自動車交通 HP

<バス·タクシー車両の換気性能について>

- 貸切バス及び路線バスは、約3分から5分で車内換気が可能です。
 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/covid19_info_shyanaikanki.pdf
 http://www.bus.or.jp/covid-19/
- ・(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所では、大型貸切バス車室内の空気流動を 可視化する実験を行い、その<u>優れた換気性能を確認済</u>です。

https://www.ntsel.go.jp/news/20200925.html

・「富岳」による検証では、エアコン「外気導入モード」で風量を通常レベル以上とすることで、 40秒程度でタクシー車内の大部分の空気が入れ替わることを確認済です。

https://www.r-ccs.riken.jp/wp-content/uploads/2020/12/20201126tsubokura.pdf

3. 利用者の皆様へ再度のお願い

- バス・タクシーなどの公共交通機関は、"あって当たり前"と思われがちですが、実はそうではありません。お客様にご利用いただくことで初めて成立するものです。
- 公共交通機関が直面する現下の窮状を打破するため、国や地方公共団体等も補助等の 支援を実施していますが、厳しい財政事情の中、それには当然ながら限界があります。
- 〇 将来にわたって国民一人ひとりの生き生きとした社会生活を確保するためには、<u>地域の</u> 貴重な公共交通機関を社会全体で支えていくことが大変重要です。
- 利用者の皆様には、こういう時期だからこそ、<u>マスクの着用などの必要な感染予防対策を</u> 講じたうえで、ぜひお気軽にバス・タクシーをご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【問い合わせ先】

関東運輸局

自動車交通部長 飯沼

自動車交通部旅客第一課(バス) 勝家、杉田、菅井

TEL: 045-211-7245 FAX: 045-201-8802

自動車交通部旅客第二課(タクシー) 中村、小林、春原

TEL: 045-211-7246 FAX: 045-201-8802

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、 埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラ ブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者ク ラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

※ バス・タクシー事業者による感染予防対策については、下記のリリースをご参照ください 【参考】関東運輸局における過去のプレスリリース

〇令和2年9月29日付

『こういう時期だからこそ、ぜひお気軽にバス・タクシーをご利用下さい!

~コロナ禍における厳しい経営環境とバス・タクシーの維持に向けて~』

https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000172130.pdf

〇令和2年12月22日付

『バス・タクシーは引き続き厳しい経営環境に置かれています

~感染予防対策を講じて、コロナ時代に対応した『新たな移動空間』の兆しをご体感ください~』

https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000227261.pdf

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク 第15回通常総会記念行事



「地域交通関連の法制度改正を、 くらしの足の確保に活かすには」

2020 年11月27日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公 共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、併せて「道路運送法」が 改正されました。地域資源をフル活用すること(総力戦)を掲げた法改正。本当にフル活用されるようにな るのでしょうか。自家用有償旅客運送は4種類から2種類になり、事業者協力型自家用有償旅客運送が 導入されました。それらによって地域では何が変わるのでしょうか。

道路運送法トの許可・登録不要の移動支援の広がりは、高齢者の移動手段の確保が依然として難し いことの現れです。人口減少と過疎化が進む地域において法改正が役立つようにするために、移動サービス の団体や市町村行政が何をしたらいいのか、参加者のみなさまと一緒に協議し共有する機会といたします。

開催日時 2021 年 6 月 12 日(土) 会場&オンライン(ZOOM) 開催

14:15-16:45 (受付開始 14:00)

場 ちよだプラットホームスクエア 501+502 会議室 会 東京都千代田区神田錦町 3-21 TEL:03-3233-1511



申し込みフォーム

対 象 者 移動サービス実施団体、自治体関係者、関心のある個人・団体 (定員 150 名)

参加費 無料

主 催 NPO 法人 全国移動サービスネットワーク

《プログラム》













【講演1】 地域の足の確保に向けて、輸送資源をフル活用しよう

(地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえて)

国十交通省総合政策局交通政策課交通政策推進係長 仲井 侑馬氏

【講演2】 福祉有償運送と交通空白地有償運送はどうかわる!?

(自家用有償旅客運送制度の改正点、「地域交通の把握に関するマニュアル」の活用法) 国土交通省自動車局旅客課企画調整官 秋田 顕精氏

【講演3】 介護保険関係の法制度改正と住民主体の移動支援への期待

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課課長補佐 佐々木 忠信氏

質疑応答・トークセッション(ゲストスピーカーを交えて)

進行役:中根 裕/NPO 法人全国移動サービスネットワーク 理事長

「地域交通関連の法制度改正を、くらしの足の確保に活かすには」





·申込期限:2021年6月9日(水)

参加申し込み





- ・下記 Web フォームからお申し込みください。全国移動ネットホームページからでもアクセスできます。Fax または メールで、本紙をお送りいただいても結構です。Web フォーム及び Fax の場合、受領のご連絡はいたしません
- のでご了承ください。
- ・全国移動ネットの正会員に限り、15名様まで、会場(ちよだプラットホームスクエア)においでいただくことが可 能です。下記の「備考」欄にその旨をお書きください。事務局より可否のご連絡をいたします。緊急事態宣言の 延長により会場を使用できない場合は、オンライン開催のみとなりますのでご了承下さい。
- ・6月10日に、ご記載のメールアドレス宛に、ZOOM(ウェビナー)会議参加用のURLをご送付いたします。 当日、開会時刻までにアクセスして参加してください。併せて、講演資料もホームページに掲載し、URL をご案 内いたします。お手元のパソコンにて表示またはダウンロードして、ご参加をお願いします。
- ・ZOOM へのアクセスは、パソコン 1 台による集合型参加、または各個人でパソコンから参加する方法のどちら でも構いません。集合参加の場合は代表者名のみご記載ください。ZOOM の操作方法は、下記 ZOOM へ ルプセンターで御確認ください。 https://support.zoom.us/hc/ja

申し込み受付 web サイトでお申し込みください。 https://forms.gle/okK13dDg4tYgQhzaA \Rightarrow

または、以下の申込書を FAX かメールでお送りください。 FAX: 03-3706-0661 E-mail info@zenkoku-ido.net



団体名・所属		
	参加者 1 ふりがな(申込者)	参加者 2 ふりがな
参加者氏名	参加者3 ふりがな	参加者4 ふりがな
連絡先	TEL	FAX
メールアドレス		
(必須)		
<備考>	・ご来場希望の有無、聞きたい事柄等	

【お申し込み・お問合せ】

NPO 法人 全国移動サービスネットワーク (略称:全国移動ネット)

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 204号

TEL: 03-3706-0626 FAX: 03-3706-0661 (月~金 10:30-16:30)